

令和元年度技術職・技能職の魅力啓発冊子作成業務委託に係る 企画提案募集要項

千葉市の技術職・技能職（以下、「技術職等」という。）の魅力啓発冊子の企画構成、原稿作成、編集、印刷製本を業務委託する事業者を企画提案（プロポーザル）方式により募集するため、募集に係る要項を定める。

1 委託名

令和元年度技術職・技能職の魅力啓発冊子作成業務委託

2 参加資格

企画提案に参加を希望する者は、企業又は団体等のパンフレット作成に実績を有し、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者で、次の要件を満たしていなければならない。

- (1) 委託業務を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財政能力を有すること。
- (2) 各行政機関等から指名停止を受けている期間中でないこと。
- (3) 過去2年以内に銀行取引停止処分を受けている者でないこと。
- (4) 過去6か月以内に不渡手形または不渡小切手を出している者でないこと。
- (5) 債務不履行により所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押または競売手続の開始決定がなされている者でないこと。
- (6) 法人市民税ならびに消費税または地方消費税を滞納している者でないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1項第2号から第6号までに該当する団体または団体に属している者でないこと。

3 業務の目的

求職者が事務職に偏り、技術職等の人材不足が著しい、いわゆる「雇用のミスマッチ」の解消の中長期的対応の一環として、技術職等の魅力を掲載した啓発冊子により、千葉市立中学校に通学する中学生に対し情報提供を行うことで、技術職等が将来の就労先の選択肢の一つとして認識するきっかけとなることを目的とする。

4 業務委託の内容

「令和元年度技術職・技能職の魅力啓発冊子作成業務委託仕様書」に記載のとおり

5 納期

令和2年2月28日（金）まで

6 委託費用

2,000,000円（消費税込）以内とする。

支払方法は業務を問題なく実施したことを委託者が確認した上で一括払いとする。

7 企画提案参加申込書及び誓約書について

企画提案に参加を希望する者は、下記（3）に記載の書類を提出しなければならない。

（1）提出場所

〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号

千葉市経済農政局経済部雇用推進課（千葉市役所2階）

（2）提出期限

令和元年6月12日（水）午後5時まで

（持参の場合、土、日及び休日を除く午前9時から午後5時まで）

なお、郵送の場合は締切日までに必着のこと。

（3）提出書類

ア 企画提案参加申込書

イ 提案者に関する調書

ウ 誓約書

エ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）

オ 印鑑証明書（代表者印）

カ 法人税ならびに消費税及び地方消費税の納税証明書（その3の3）

※発行日は申請日から3か月以内であること。

キ 市税完納及び特別徴収に関する証明書

※千葉市内に本店または営業所等を有する場合のみ提出すること。

8 質問の受付

本企画提案募集では説明会を実施しないため、本募集要項及び仕様書等の内容について、不明な点が生じた場合、下記により質問すること。

（1）質問内容

本募集要項及び仕様書に関する質問についてメールにて受け付け、電話・口頭での質問は一切受け付けない。

なお、質問は、企画提案参加申込書を提出していない事業者からは、受け付けないものとする。

（2）受付期限

令和元年6月13日（木）

（3）送付先

千葉市経済農政局経済部雇用推進課 E-mail : koyosuishin.EAE@city.chiba.lg.jp

（4）回答

令和元年6月17日（月）までに回答し、質問及び回答については、千葉市ホームページにて公開する。なお、回答の内容は、本募集要項の追加または修正とみなす。

9 企画提案書の提出期限・提出先

（1）提出書類

本募集要項12（2）に記載のとおり。

(2) 提出期限

令和元年6月24日(月)午後5時必着

(土、日及び休日を除く午前9時から午後5時まで)

*郵送の場合は、書留の扱いとする。

(3) 提出先

千葉市経済農政局経済部雇用推進課

〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号

(4) 提出部数

7部(正本1部、副本6部)

10 プレゼンテーション

(1) 日時

令和元年7月4日(木)

開始時間等は7(3)に記載の提出資料の内容を確認し、提案可能な者に対し通知する。

(2) 場所

千葉市中央区千葉港1番1号

千葉市役所 2階 経済部会議室(予定)

(3) 内容

企画提案書の内容についてプレゼンテーションを実施。その後、プレゼンテーション内容についてヒアリングを行う。所要時間はプレゼンテーション20分、ヒアリング10分の計30分程度を予定。提案者がプレゼンテーション及びヒアリングに出席できる人数は3名までとし、提出した企画提案書一式のみ使用すること。

11 選考結果の通知

(1) 通知日

令和元年7月12日(金)まで

(2) 通知方法

企画提案書の提出者全員へ結果通知書を郵送、及び、千葉市ホームページで公表。

12 事業者選考について

(1) 選考方法

選考は、千葉市で設置する選考委員会で、提出された企画提案書及び別途実施するプレゼンテーション及びヒアリングをもとに、次の審査基準に基づいて選定する。

なお、提案内容には民間団体の秘密に属するものが含まれるため、審査は非公開で行う。

(2) 企画提案書

次に掲げる内容について企画提案書を提出すること。

ア 企画提案書表紙(様式1号)

イ 企画提案書本文(任意書式)

「令和元年度技術職・技能職の魅力啓発冊子作成業務委託仕様書」に記載の内容に沿った提案

を行うこと。

提案には、下記の（３）審査基準に記載の、「評価項目」と「評価の着眼点」に対して、可能な限り具体的且つ詳細な説明が含まれていること。

ウ 過去における類似業務の実績

業務内容及びその結果がわかる資料を提出すること。

エ 業務に要する経費の見積書

- ・ 仕様書に記載の業務を実施するために必要な費用を算定すること。
- ・ 見積書の項目（内訳）は、できるだけ詳細に分類して記載すること。
- ・ 本募集要項「6 委託費用」に示した、業務委託料の上限額を超える事業の提案を行う場合、超過する部分については提案者の負担とする。

（３）審査基準

ア 全体

業務実施能力の有無、経費見積の妥当性の有無

イ 個別評価項目

選考にかかる評価項目と評価基準は次のとおりとする。

	評価項目	評価の着眼点	配点
1	デザイン・レイアウト	(表紙・タイトル) ・ 基本コンセプトとマッチしているか。 ・ 技術職等の魅力を視覚的に訴えかけるデザインとなっているか。 ・ 教科書等の学校教材のイメージと一線を画す、インパクトあるデザインとなっているか。 (本文) ・ 中学生でも読みやすく、掲載内容がわかりやすいレイアウト・ページ構成となっているか。 ・ 内容構成やページの配分について、独自の工夫がみられるか。	40/100
2	内容	・ 基本コンセプトに沿った内容となっているか。 ・ 中学生が、将来、技術職や技能職を職業選択の1つと思えるような内容になっているか。 ・ 掲載される職種に偏りがいないか。	50/100
3	学校での活用方法	・ 授業づくりの方法など学校現場での活用方法について、有効な提案となっているか。	10/100

1.3 その他

- (1) 技術職等は「厚生労働省編職業分類表 平成 23 年度版」の中分類 07～10、38・39、49～73 に含まれる職種を想定しているが、それ以外の職種を用いる場合は、事前に千葉市の承認を得るものとする。
- (2) 企画提案書の作成、提出に要する費用は、企画提案者の負担とする。
- (3) 提出された企画提案書については、返却しない。
- (4) 応募書類は、千葉市情報公開条例（平成 12 年市条例第 52 号）の規定に基づき開示請求されたときは、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものを除き、開示の対象とする。ただし、事業者選考中は、同条例第 7 条第 1 項第 6 号の規定に基づき、開示の対象としない。
- (5) 企画書は 1 社 1 案で提出すること。

1.4 契約について

(1) 契約の締結

- ア 選考により最優秀提案と決定した提案を提出した者を委託先候補とし、詳細な業務の内容及び契約条件について協議・合意したのちに委託契約を締結する。
- イ 前項の交渉が不成立の場合には、千葉市は順次、次点以下の提案者と交渉を行い、委託契約を締結する。

(2) 留意事項

- ア 契約にあたっては、契約書を 2 通作成し、各 1 通を保有する。
- イ 提案された企画内容をそのまま委託するものではない（業務委託仕様書については、提案された企画内容をもとに委託先候補と協議のうえ、作成する）。
- ウ 契約保証金は要。ただし、千葉市契約規則第 29 条各号に該当する場合は、免除とする。
- エ 受託者は、全ての業務を他の事業者にも再委託しないこと。業務の一部を第三者にも再委託しようとするときは、事前に千葉市の承認を得なければならない。
- オ 委託費の支払いについては、委託業務完了後一括払いとする。
- カ 著作権については、「令和元年度技術職・技能職の魅力啓発冊子作成業務委託仕様書」記載のとおりとする。

(3) 守秘義務

本業務を遂行する上で知り得た情報については、千葉市の承認を得ることなく第三者に漏らしてはならない。